

島本町教育委員会 会議録（令和7年第12回 定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
西尾 一実	教育総務課 小林 貴衣
日 時	令和7年11月28日（金） 午前9時30分 ～ 午前10時08分
場 所	島本町役場4階 議会第3・第4会議室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	丸野亨教育委員
委 員	
議 題	第35号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例について 第36号議案 令和7年度教育費補正予算（案）について 第37号議案 訴えの提起について
議 決 事 項	第35号議案、第36号議案、第37号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議案に入る前に、前回議案について保育幼稚園課から報告がありますので、事務局から説明を求めます。

保育幼稚園課長

令和7年10月20日に開催されました令和7年第11回教育委員会定例会において、御審議承りました議案に関しまして、御提示いたしました資料の一部に誤り等がございましたため、御連絡をさせていただきます。

先ほど配付をさせていただきました資料の1枚目でございます。第32号議案でございました島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則でございますけれども、こちらでお示しいたしました新旧対照表につきまして現行条文の一部に誤りがございました。別表第2号中、勤務時間が正しくは午前8時から午前9時30分となるところ、午前7時45分から午前9時30分と記載をしていたものでございます。

次に資料の2枚目でございます。第33号議案でございました島本町立保育所及び幼稚園給食実施規則の制定につきまして、通過案に修正等があるものではございませんが、本来議案資料として本資料をお示しすべきところを添付ができていなかったものでございます。いずれにつきましても御審議いただきました内容に異議等が生じるものではないと考えておりますが、実際資料の御提示ができておらず、大変申し訳ございませんでした。

今後資料の作成に当たりましては慎重に確認を行い、資料作成に努めてまいります。保育幼稚園課からの報告は以上でございます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規

定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。
お諮りします。

第37号議案につきましては、本案件における令和7年12月定例会議の議案の取扱い及び内容等から、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、第37号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第37号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第35号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長

それでは、第35号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料3ページから7ページまで、条例の改正案を添付しております。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の8ページを御覧ください。

提案理由は、児童福祉法等及び関係内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の概要で記載しているとおりでございますが、具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料10ページを御覧ください。

まず、島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正でございます。

施設職員が、在籍児童に対し虐待を行った場合に、それを認知した者は、都道府県又は市町村にその旨通告することが義務化されました。

また、連絡を受けた所管行政庁は、内容を確認し、虐待と認められる場合には、児童の支援や施設への指導等必要な措置を講じる必要がございます。

通告等の連絡を受け、対応を行った事案については、本町子ども・子育て会議に対して報告を行い、意見等を伺うことが必要となりますので、子ども・子育て会議が担任する事務を追加するため必要な改正を行うものでございます。

続きまして、資料11ページを御覧ください。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第26条の虐待等の禁止に関する規定について、児童福祉法の改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため改正するものでございます。

また、禁止される虐待行為につきまして、幼保連携型認定こども園については認定こども園法に、幼稚園については学校教育法に、それぞれ新たに規定されましたので、引用元を規定するものでございます。

続きまして、資料12ページを御覧ください。

島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第14条の虐待等の禁止に関する規定については、先程と同様に児童福祉法の改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため改正するものでございます。

次に、第19条の利用乳幼児及び職員の健康診断の規定につきまして、家庭的保育事業等の事業所の利用開始時や定期的健康診断については、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を利用することができるかとされておりますが、今後、母子保健法上の健康診査、本町で言いますと、すこやか推進課が所管いたします乳幼児

健診を指しますが、その結果の活用が認められたため、本町においても活用できるよう改正するものでございます。

次に、13ページ、第25条の職員に関する規定につきまして、これまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度については、大阪府は対象となっておりますが、一般制度化されることに伴い、国家戦略特別区域法上の地域限定保育士に係る規定が削除されました。

そのため、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法で規定される地域限定保育士について、引き続き適用されるよう改めるものでございます。

続きまして、資料14ページを御覧ください。

同じく、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

先ほど、御説明いたしましたとおり、改正前の国家戦略特別区域法で規定される地域限定保育士について、引き続き適用されるよう改正するものでございますが、今後につきましては、今般児童福祉法上で制度化された地域限定保育士についても、保育士として従事できるよう更に改正する必要があるとございます。この2回の改正については施行期日が異なるため、別途改正し、それぞれ適切な時期に施行するものでございます。

続きまして、資料15ページを御覧ください。

島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

虐待等の禁止に関する規定及び職員に関する規定について、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

同じく、島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

同条例のうち、職員に関する規定について、施行期日が異なる再度の改正を行うものでございます。

続きまして、資料17ページを御覧ください。

島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

虐待等の禁止に関する規定及び職員に関する規定について、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

同じく、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

同条例のうち、職員に関する規定について、施行期日が異なる再度の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、第1条関係、第2条関係、第3条関係、第5条関係及び第7条関係については公布の日、第4条関係、第6条関係及び第8条関係については大阪府が児童福祉法第18条の26第1項の認定を受けた日でございます。

以上、大変簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

根拠を入れて説明していただいととても分かりやすかったです。

確認と質問なのですが、この児童福祉法改正は令和7年の改正で合っているのかどうかというところです。

あと11ページの第26条（虐待等の禁止）現行の方なのですが、児童福祉法第33条の10各号と書かれている内容がどういうものがあるのか、それが改正案の方では括弧書きでしっかりと具体的な内容が書かれているので、これは書き足した方がよかったのか、現行にはそれが書いてないので、このような書き方をした方がよかったのか、というのを教えてください。

保育幼稚園課長

まず1点目の改正時期につきましては、児童福祉法の今般の改正の施行日につきましては令和7年10月1日というところでございます。

次に11ページでございます（虐待等の禁止）に関する児童福祉法第33条の10各号に関するお尋ねでございますが、この第33条の10各号に規定している項目につきましては4項目ございまして、い

わゆる児童虐待で示されております身体的な虐待、心理的な虐待、ネグレクト、性的虐待、この4項目についてそれぞれ各号で示されているものでございまして、施設職員についてはそれぞれ4つの虐待について当事する行為を禁止しているものでございます。今般の改正に伴う括弧書きについてでございますが、特定教育・保育施設というものにつきましてもは保育所だけではなく幼稚園、認定こども園も対象の施設というふうになっておりますが、これまでの国の基準、それから関係法令におきましては児童福祉法、いわゆる福祉の分野だけでございますので、保育所の職員が守るべき法律であったというところでございます。今般この児童福祉法等の一部改正がございまして、改正案の括弧書きに記載しておりますとおり、幼保連携型認定こども園にあっては認定こども園法、幼稚園にあっては学校教育法でそれぞれ同じような規定がされたということでございますので、内容が変わったといえますか、それぞれの職員が守るべき禁止されるべき虐待行為について明確にそれぞれの法律に規定がされたというような位置付けでございますので、職員の皆さんが対応が変わったりですとかいうものではないというところでございます。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第36号議案「令和7年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第36号議案「令和7年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、令和7年12月15日から開かれる町議会12月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料21ページをお開きください。

始めに、歳入でございます。

令和7年度教育費補正予算総括表の歳入の府支出金、教育総務費補助金（スクールサポートスタッフ配置事業費補助金）158万2千円の減額につきましては、令和7年度に大阪府への補助金交付申請を失念し、歳入が確保できなくなったため、減額するものでございます。申し訳ございません。

今後、このような事案が起きないように、再発防止に努めてまいります。

次に、歳出でございます。

議案資料22ページの歳出内訳説明書でございます。

最上段の事務局費、一般事務事業の会計年度任用職員報酬139万8千円、諸手当93万5千円につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告及び育児短時間勤務取得職員代替により増額するものでございます。

次に、教育センター費、教育センター管理運営事業の会計年度任用職員報酬26万円、その下の学校管理費、小学校費、学校管理事業の会計年度任用職員報酬150万8千円、その下の学校管理費、中学校費、学校管理事業の会計年度任用職員報酬46万円につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告によりそれぞれ増額するものでございます。

議案資料23ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

町立小中学校給食用食材購入について、債務負担行為を設定しております。

設定理由としましては、令和8年度当初から学校給食用食材を速やかに購入する必要がありますことから、本年度中に契約を締結する必

要があるため設定するものでございます。

保育幼稚園課長

続きまして、令和7年度教育費補正予算（案）のうち、保育幼稚園課所管分について、御説明申し上げます。

22ページを御覧ください。

歳出内訳説明書の幼稚園費、幼稚園管理運営事業の会計年度任用職員報酬102万6千円につきましては、人事院勧告により増額するものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

債務負担行為の町立保育所幼稚園給食用食材購入でございます。

設定理由としましては、令和8年度当初から直ちに業務を開始できるよう、本年度中に契約を締結する必要があるため設定するものでございます。

生涯学習課長

続きまして、令和7年度教育費補正予算（案）のうち、生涯学習課所管分について、御説明申し上げます。

22ページを御覧ください。

歳出内訳説明書の目 文化財保護費のうち、文化財保護事業の報酬47万6千円及び職員手当等10万8千円、遺跡範囲確認調査事業の報酬11万5千円、文化財調査活用事業の報酬7万9千円につきましては、人事院勧告により増額するものでございます。

次に、目 歴史文化資料館管理費、歴史文化資料館管理事業の報酬21万6千円と職員手当等10万円につきましては、人事院勧告により増額するものでございます。

続いて、目 図書館費、図書館管理運営事業の報酬27万9千円、職員手当等39万7千円につきましては、人事院勧告により増額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

歳入の方で府支出金の方なんですけれども、今御説明ありましたように申請ができていなかったということなんですけれども、そのこと

によって影響が出たということはないのでしょうか。おそらくいろいろなことを予定されていたと思うんですけれども。

教育総務課長

こちらの歳入を確保できなかったことによる影響でございますけれども、スクールサポートスタッフにつきましては、各校、小学校4校、中学校2校にそれぞれ教員の補助という形で配置をしております。支出に関しては約年間1,100万ほどの事業費を要して配置をしておりますけれども、その分に対して充当していた歳入になります。したがって歳入の確保ができなかったんですけれども当然ながら学校には影響がないように1年間を通して配置をしまして、学校に教職員等の負担の増にはつながらないような形で支出をさせていただこうと思っております。ただ、歳入が確保できなかったことに関しては158万2千円相当の金額が入らなかったものですから、その分の支出の抑制については教育委員会で、支出の抑制に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

教育委員

歳出のところなんですけど、内訳説明書のところで会計年度任用職員の人事院勧告による増額ということなのですが、そもそも低く設定されていたということでしょうか。

教育総務課長

人事院勧告につきましては毎年秋頃になっております。ですので当初予算においては当然ながらそういった数値が出ないので、当初予算に関してはその年度の時給ないし月給で人件費を予算計上させていただいて、その年度の秋頃に国の方で人事院勧告がなされて月額また時給と引き上げられるというようなことで、この時期に補正予算等で対応するというのが、人事院勧告がなされたときの流れでございます。

教育長

ほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

ここからの説明につきましては、本案件における令和7年12月定例会議の議案の取扱い及び内容等から、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、第37号議案「訴えの提起について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 [「訴えの提起について」について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。